

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 平成 22 年 12 月 14 日（火）午前 10 時 00 分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 小濱委員 野木委員
中里委員 奥山委員 山田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

平成 22 年 12 月 14 日 (火) 午前 10 時 00 分

1 会議録の承認

2 教育長一般報告・その他報告事項

3 請願等審査

受理番号 38 自由社版歴史教科書を採択した「責任」を明らかにすることの請願

受理番号 40 自由社版教科書の採択に関する要望書

受理番号 41 要望書（教科書採択）

4 審議案件

教委第 52 号議案 「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」の策定について

教委第 53 号議案 訴訟等に関する教育長臨時代理について

教委第 54 号議案 教職員の人事について

教委第 55 号議案 教職員の人事について

5 その他

齊藤指導主事
室長

それでは、受理番号 38 番、自由社版歴史教科書を採択した「責任」を明らかにすることの請願。請願者、青葉区の個人 1 名様でございます。請願項目です。自由社版歴史教科書を採択した「責任」を、公的立場にある教育委員としての自覚に立って明らかにし、その説明責任を果たすこと。

これに対する考え方でございます。平成 22 年度に市立学校で使用する教科書については、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、及び平成 21 年度横浜市教科書採択の基本方針に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、平成 21 年 8 月 4 日の教育委員会定例会で、適正・公正に採択を行いました。国の教科用図書検定規則では、検定を経た図書について、誤記等があることを発見したときは、発行者が文部科学大臣の承認を受け、必要な訂正を行わなければならないとされております。

なお、平成 22 年 11 月中旬に、「新編 新しい歴史教科書」の中の写真の印刷ミスで訂正する資料が、教科書を使用している学校に全生徒分が送付されております。以上でございます。

今田委員長

所管課から説明がございましたが、請願に対する考え方について、何かご意見・ご質問等ございますか。何かございますか。

私から質問がありますが、これは、写真の製版ミスということですが、訂正する資料がこの会社から学校に生徒分送付されたということですが、ほかの教科書については、そういうミスはないのですか。

漆間指導部長

12 月 7 日現在、調べた結果です。本市の中学校で現在使用されている例でございますが、社会科のある教科書会社で地・歴・公、合わせて 14 カ所ほどございます。

具体的な例で申しますと、歴史的分野でございますが、表現に対してその教科書会社が訂正をしております。訂正前ですが、「爆発寸前のバルカンという大釜をイギリス・フランス・ロシア・ドイツ・オーストリアの 5 カ国が押さえつけています」という表記がございますが、その表記の中で国名を間違えておまして、フランスというふうに書いておられますが、これ、イタリアが正しいという訂正がされております。

社会科以外ですと、例えば理科でございますが、第一分野と第二分野を合わせて 84 カ所の訂正がなされております。具体的にはこういう例でございます。「宇宙は今から約 140 億年前にビックバンと呼ばれる爆発によって誕生し」という、この文章の「ビックバン」というのが、正しいのは「ビッグバン」というふうに表記が訂正されております。

それ以外に、例えば国語ではある教科書で、中 1 から中 3 の教科書合わせて 24 カ所の訂正がなされておまして、具体的に申しますと、「2010 年には日本でつくられるプラスチック製品の売り上げの 20%が生分解性プラスチックになると予想されている」と表記がありますが、これにつきまして、まず 2010 年という年が 2010 年代後半というふうに訂正され、また、20%がという表記が 10%に訂正されております。

そのほかに、数学のある教科書会社で、中 1 から中 3 合わせて 34 カ所の訂正がされておまして、これ以外にも訂正されている教科書がございます。以上でございます。

奥山委員

そのような訂正が入った教科書については、来年 4 月以降はどのような形にな

るのでしょうか。

漆間指導部長 基本的には、教科書会社は訂正した形で出されると思います。

今田委員長 よろしいですか。それでは特にご質問がなければ、受理番号 38 の請願書については所管課の考え方を承認し、不採択としてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは事務局の考え方を承認し、不採択といたします。なお、回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思います。
次に、受理番号 40 の要望書について、所管課から説明をお願いします。

齊藤指導主事 受理番号 40 番、自由社版歴史教科書の採択に関する要望書。要望者は、神奈川県地域人権運動連合会執行委員長、鹿島きく江さんです。

要望項目、3点ございます。まず1点目、自由社版歴史教科書を回収し、訂正した教科書を配付できるように、教科書発行責任のある自由社に申し入れること。これに対する考え方でございます。国の教科用図書検定規則では、検定を経た図書について誤記等があることを発見したときは、発行者が文部科学大臣の承認を受け、必要な訂正を行わなければならないとされております。また、訂正内容の通知につきましては、同規則実施細則の規定により、発行者が行い、周知に努めなければならないとされております。なお、平成 22 年 11 月中旬に「新編新しい歴史教科書」の中の写真の印刷ミスを訂正する資料が、教科書を使用している学校に全生徒分が送付されております。

項目 2 番目です。内容の偏りは明瞭であり、教育委員会としての補助教材を作成し、生徒たちに配付すること。これに対する考え方でございます。教科書の記述については、文部科学大臣の諮問機関である国の教科用図書検定調査審議会での専門的かつ学術的な審議及び文部科学省の教科書調査官による調査を経て検定に合格しているものであります。

3点目です。この事件が、横浜市民や神奈川県民に与えた影響の大きさを鑑み、今回の事件の内容を市民・県民に説明し、その責任をとって今田教育委員長は辞任すること。これに対する考え方でございます。平成 22 年度に市立学校で使用する教科書については、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、及び平成 21 年度横浜市教科書採択の基本方針に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、平成 21 年 8 月 4 日の教育委員会定例会で適正・公正に採択を行いました。以上でございます。

今田委員長 所管課から説明が終了しましたが、何かご質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、要望書については、所管課の考え方に沿った考え方でよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 では承認いたします。なお、回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思います。
受理番号 41 の要望書について、所管課から説明をお願いします。

齊藤指導主事室長 続いて受理番号 41 番、要望書（教科書採択）についてです。要望者は、旭区の個人 1 名様です。要望項目。自由社の歴史教科書が来年も採択されることがないこと。これに対する考え方でございます。平成 23 年度の教科書採択にあたっては、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、及び平成 23 年度横浜市教科書採択の基本方針に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、適正・公正に採択を行ってまいります。以上でございます。

今田委員長 所管課から説明が終了しましたが、何かご質問等ございますか。よろしいですか。それではご質問等がなければ、受理番号の 41 の要望書については、所管課の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 では承認いたします。なお、回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思っております。

次に、議事日程に従い審議案件に移ります。まず会議の非公開についてお諮りします。

教育委員会第 53 号議案「訴訟等に関する教育長臨時代理について」は、訴訟案件のため、また、教育委員会第 54 号及び第 55 号議案「教職員の人事について」は人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、教育委員会第 53 号議案から第 55 号議案は、非公開といたします。審議に入る前に事務局に確認ですが、何か報告事項はありますか。

高橋総務課長 ご報告いたします。次回の教育委員会定例会でございますが、1 月 11 日火曜日の午前 10 時から開催いたしますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

今田委員長 皆さん、よろしいでしょうか。それでは次回の教育委員会定例会は 1 月 11 日火曜日の午前 10 時から開催することとします。

次に、教育委員会第 52 号議案「「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」の策定について」、説明をお願いします。

小野施設部長 施設部長の小野でございます。第 52 号議案、「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」の策定についてお諮りをするものでございます。1 ページをおめくりください。

提案理由でございますが、「横浜市立小・中学校の規模及び配置の適正化並びに通学区域制度の見直しに関する基本方針」、これは平成 15 年度に策定したものでございますが、これを見直すため、検討委員会の提言を踏まえ、市立小・中学校の教育水準の維持向上を引き続き図ることを目的に、このたび、「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」を、次のように策定したいので、提案するものでございます。

詳細につきましては、学校計画課長の上田よりご説明を申し上げます。

上田学校計画
課長

学校計画課課長の上田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。前回の教育委員会でご指摘をいただきました、平成 15 年度に策定した現在の基本方針と、今回の新基本方針案の相違点が見える比較表を、参考資料として今回用意させていただきました。お手元の資料の、A3 のカラー刷りをご覧ください。

資料の左側のページが現在の基本方針で、右側のページに対比する形で新基本方針案を記載しております。右側のページに青字で記載した部分が現在の基本方針との主な相違点となります。

それでは右側のページの一番上の、通学区域制度の枠内をご覧ください。まず基本的な考え方ですが、相違点としましては、通学区域を設定する際には、青字で記載したとおり、今年 4 月から実施しております小中一貫教育を新たに考慮することとしております。次に、通学区域の適正化及び弾力化方策ですが、相違点としては 3 つ目の丸に青字で記載したとおり、学校選択制につきましては、保護者や地域、学校関係者などからの意見やニーズを把握して引き続き検討することとしております。

続きまして、中段の学校規模の適正化の枠の中をご覧ください。まず適正な学校規模等の範囲ですが、相違点としましては、青字で記載したとおり、新たに準小規模校として中学校の 9～11 学級を、また大規模校として小・中学校の 25～30 学級を規定しております。

次に統合の対象となる地域ですが、現在の基本方針にある小規模校同士が近接する地域に加えまして、青字で記載したとおり、小規模校と適正規模校が近接する地域、そして小・中学校が小規模校で近接し、施設共用などにより小中併設ができる地域を新たに加えております。

次に統合の方法ですが、既存の学校施設を活用する統合を基本としますが、青字で記載したとおり、施設規模が不足する場合は施設拡充による対応も検討します。また、新設校の建設は行わないこととしておりますが、必要に応じて、青字で記載したとおり、統合の際には建替時期も考慮することとしました。

次に配慮事項ですが、③で、統合前後の過程において児童・生徒の心理的負担の軽減に努めるという項目を今回新たに規定しております。これは学年の途中で学校が変わることによる、子供の精神面での負担を少しでも軽減するための方策を、具体的に検討するものです。また⑤で、統合により適正な通学距離が保てない場合、通学支援策を検討し実施することを今回新たに規定しております。これは現行の原則徒歩通学を必要に応じて見直すことにより、ほかの政令市で実施しているようなスクールバスの運行や、公共交通機関を利用した場合の助成等を検討するものでございます。

次に大規模校・過大規模校対策ですが、青字で記載したとおり、分離新設だけではなく、通学区域の調整等による適正化方策を推進する、また、指定校以外の学校への就学を認める取組などの、新たな適正化方策を検討する、そして分離新設するための予定地の確保状況も考慮する、の 3 点を今回新たに規定しております。

最後になりましたが、学校施設に関する新たな課題に対する方策ですが、青字で記載したとおり、小規模校だけでなく、校舎の経過年数を踏まえ建替えを考慮した統合を推進することにより、施設整備にかかる費用軽減を検討することを、今回新たに規定しております。

現在の基本方針と新基本方針案の相違点を中心に説明をさせていただきました。説明につきましては以上でございます。よろしくお願ひいたします。

今田委員長

所管課から説明が終了しましたが、質問等ございましたらどうぞ。

それでは、小中一貫教育は「横浜型」という言葉を前に言わなくてもいいのでしょうか。「横浜型小中一貫教育」という言い方をいろいろしてきたような気がします。「小中一貫教育」でわからないという話もありますが、統一用語になっていますか。

山田教育長 より正確には「横浜型小中一貫教育」と言ったほうが正しいですね。

小野施設部長 関係部局と調整をいたします。

奥山委員 通学区域制度で、その小中一貫教育を考慮したということで、このあたりの具体的な施行、いつぐらいになるのかとか、引き続き検討するなど、行程表や今後の見通しがあるのなら教えていただきたいです。

上田学校計画課長 小中一貫教育を考慮とあるのは、小学校・中学校のブロックを考慮した形の学区設定ということで、この学区設定については、今後、学区調整等を行う中で、小中一貫ブロックを考慮した形で学区設定を考えていくようにしたいと、そのように考えております。

今田委員長 小中一貫教育、140 のブロックでの連携を考慮したということでいいわけですね。もう少し具体的に何かありますか。

上田学校計画課長 例えば学区調整をした際に、そのブロックをまたがるような形での学区調整は今後しないようにしていくということ。このブロックを前提に学区調整等を行っていくということを考えております。

中里委員 これは平成 15 年度が最後で平成 22 年度につくり直したわけですがけれども、何年ぐらい先を念頭に置かれている計画になりますか。

上田学校計画課長 特に今回は平成 15 年から大分経過したということで、環境が変わったということで見直しをさせていただきました。次に何年後に見直すかということは考えておりませんが、教育環境が大きく変わる際には、その都度見直しを行っていきたいと考えております。

中里委員 そうするとやはり、7年から10年くらい先を見越した計画になっているということになりますよね。

上田学校計画課長 7年ということは、一概には言えませんが、少なくとも今回見直しを行うに当たっては5年以上経過しておりますので、5年程度を目安として考えていきたいと思えます。

中里委員 小規模の小学校がここに存在すれば、子供の人口が減っているので中学校も小規模になります。そのときに、小中一貫教育のさらに進んだ形で、小中併設という形での小中一貫教育を念頭に置いた形もあり得るわけですか。

上田学校計画課長 小規模校対策として、今後、中学校の生徒数も減っていくことが予想されますので、当然、小規模校になった中学校を小学校と一緒にすることによって、小中の併設校にすることも今後増えていくと考えております。

